

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	生活排水課	整理番号	2-14
処分の種類	改築工事原因者への費用負担命令				
根拠法令条例等・条項	下水道法第19条				
処分の概要	<p>公共下水道管理者は、一定量以上の下水を排除する排水設備が設けられることにより下水道の改築が必要となった場合、その設備を設置した者に、その費用の全部又は一部を負担させることができる。</p>				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>* 審査基準未設定</p> <p>公共下水道は全て市町村が管理しており、県が管理する公共下水道がないため。</p>				
基準の制定根拠	—				